

委 託 契 約 書 (案)

- 1 契約業務名 平成30年度福井県立大学春季シンガポール短期語学研修事業委託
- 2 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)
- 3 契約期間 契約締結の日から平成31年3月25日まで
- 4 履行場所 仕様書のとおり
- 5 契約保証金 金 円
 - ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 林 雅則

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務が実施要領等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日の翌月25日までに委託料を支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の休日の場合はその翌営業日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者と認められるとき。

(違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲または第三者が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号）」の適用を受ける。

(グリーン購入)

第15条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(別紙) 仕様書

1 事業概要

- ・ 派遣先：E F エデュケーション・シンガポール校（以下、「語学学校」という。）
- ・ 派遣期間：平成31年2月24日（日）から3月10日（日）までの15日間
- ・ 派遣者および人数：本学1年次生21名
- ・ 派遣日程：

曜日		日	月	火	水	木	金	土
		2月24日	25日	26日	27日	28日	3月1日	2日
第1週	午前	本学発 シンガポール着	語学研修					シンガポール 日本人会
	午後							自主研修
		3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
第2週	午前	自主研修	語学研修					自主研修
	午後							
		10日						
第3週	午前	シンガポール発 本学着						
	午後							

- ・ 派遣先での研修内容：語学学校での英語研修（一週間あたり26レッスンのジェネラルコース受講と語学学校が実施する卒業レベル判定テスト受験）および自主研修
- ・ 事前研修：渡航手続や語学学校および現地での安全対策等の説明

2 事業スケジュール

平成30年10月	参加者募集開始（本学が実施）
〃 11月	参加者決定、契約
	事前研修開催（出発までに3回程度実施）
平成31年 2月	派遣研修実施
〃 3月	帰国、成果報告書提出

3 仕様詳細

(1) 派遣研修

全行程（交通機関、研修内容）を契約後速やかに本学へ提示し、承認を得ること。

① 日程等

- ・ 派遣研修の催行は受託者の責任で安全かつ適正に実施すること。
- ・ 本学を出発・帰着するまでの全行程において添乗員を同行させ、空港送迎時、出入国時、語学学校への入卒時など全体での移動の誘導・引率、研修や宿泊手続きの補助、緊急時への対応等の業務を行うこと。
- ・ 本事業の安全かつ円滑な実施が危ぶまれる時は本学の判断により中止する場合もある。

② 交通機関

- ・ 学生の送迎を原則とし、大学から学生を国内空港までバスにて往復送迎し、添乗員が同行すること。
- ・ 手配しようとする交通機関について、変更等が必要となった場合には、事前に本学と協議し承認を得たうえ、適切な代替交通機関を手配すること。ただし、派遣の途中において変更の必要性が発生した場合で、派遣者の生命および財産への急迫した危険を避けるために止むを得ない場合はこの限りでない。
- ・ 上記において変更があった場合、速やかに本学に連絡を行うこと。
- ・ 参加者にとって安全で快適な移動手段とすること。

③ 宿泊施設、食事

- ・ 宿泊施設は語学学校併設のドミトリーとし、1室で派遣者4名を原則とすること。
- ・ 部屋別の宿泊者の構成については、他の国籍の生徒と同部屋となるよう国籍配分を考慮し、本学と相談の上手配を進めること。
- ・ 宿泊先は安全で快適かつ経済的で、研修のための移動がスムーズに行える場所に立地する施設とすること。
- ・ 添乗員は派遣先で、付近の適当な食事場所を具体的に説明すること。

(2) 派遣者募集

- ・ 派遣者の募集および決定は本学が行う。

(3) 事前研修

- ・ 派遣研修前に実施する事前研修（3回）での説明を行うこと。
- ・ 事前研修実施にあたっては、事前に本学と日程、内容について協議を行うこと。
- ・ 事前研修時に、自主研修時の観光や体験等のオプションルツアー（費用は参加者負担とする）を提示すること。

(4) 成果報告書

成果報告書には以下の内容を含むこと。

- ・ 事前研修の概要
- ・ 安全対策の措置・結果の報告
- ・ 語学学校での学習の様子
- ・ プレイメントテストの結果、配置クラス一覧
- ・ 卒業レベル判定テストの結果
- ・ 語学学校担当者（校長）からの派遣者の印象、課題等の講評

(5) 派遣者の安全対策および危機管理対応

- ・ 現地支店を通じ、派遣者の安全対策および危機管理対応策を迅速に講じ、本学へ報告を行うこと。
- ・ 受託者の休業日においても、対応を行うこと。
- ・ 添乗員においては、渡航期間中派遣者が加入する海外旅行保険の補償内容を理解しておくこと。

（公益財団法人日本国際教育支援協会による学研災付帯海外留学保険「付帯海学」への加入を予定）